

東広島市就学援助費について

1 目的・概要

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学時に必要な費用の援助を行うため。

2 主な改正点

東広島市就学援助費のうち新入学学用品費について、これまで入学年度に支給していたものを入学前年度末に支給するもの。

新入学学用品費の支給までの流れ

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
【現在】						入学 (受付)	(審査) (認定)		
保護者(学校経由)						申請		請求・受給	
【改正後】									
保護者		(受付) 申請	(審査) (認定)	請求	受給				
保護者(学校経由)						(受付) 申請	(審査) (認定)	請求・受給	

3 新入学学用品費

項目	小学校	中学校
新入学学用品・通学用品費(1学年)	40,600円 (限度額)	47,400円 (限度額)